

建築基準法第44条第1項第2号許可に関する包括同意基準について

法第44条第1項第2号の規定に基づく許可において、事務の迅速化・簡素化を図るために、一定の包括同意基準を定めています。この基準に適合するものは、建築審査会への同意手続きは後日の報告手続きにて処理されるため、建築審査会個別案件に比べて許可までの期間が大幅に短縮されます。

■ 建築基準法第44条第1項第2号許可に関する建築審査会包括同意基準

佐世保市建築審査会

I 趣旨

この基準は、建築審査会が建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可に係る同意を求められた場合に、特定行政庁があらかじめ通行上支障がないと認め、同意を得たものとして許可することにより、その手続きの迅速化・簡素化を図るものである。

基準を以下のとおり定める。

II 適用の範囲

この基準は、法44条第1項第2号に該当する建築物のうち、「路線バスの停留所の上家」の用に供するものに限り適用する。

III 基準

当該建築物は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- 1 歩道又は駅前広場の島式乗降場であること。
- 2 歩道に設置する場合は、歩道部分における通行上有効な幅員が2m以上であること。
- 3 設置する道路管理者の占用許可を受けたものであること。
- 4 上家の構造は片持ち形式であり、主要構造部が不燃材料で造られていること。
- 5 屋根は不燃材料又は不燃認定を受けたポリカーボネイト等で葺かれていること。
- 6 屋根には、雨水を排水するための樋等を設け、適切な放流先を有するものであること。
- 7 2号の規定による通行上有効な幅員の考え方は別紙による。

IV 建築審査会の同意

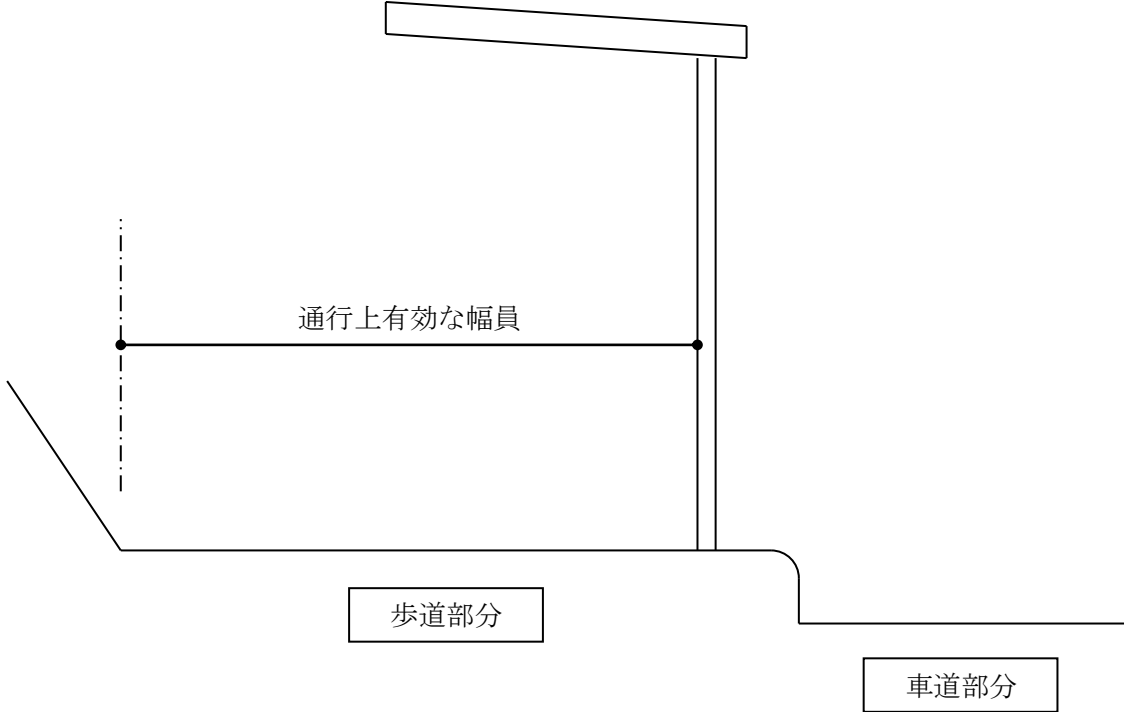
この包括同意基準に基づいてなされた許可については、既に建築審査会が同意をしたものとみなす。

V 建築審査会への報告

特定行政庁は、この基準により許可した場合は、許可に係る建築物の概要を許可の後初めて開催される建築審査会に報告と確認を行うものとする。

附則 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

その他の占用物件がない場合



その他の占用物件がある場合

